

放置車両確認事務の委託の手續等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

奈良県公安委員会

委員長 和田林 道 宣

奈良県公安委員会規則第6号

放置車両確認事務の委託の手續等に関する規則の一部を改正する規則

放置車両確認事務の委託の手續等に関する規則（平成17年7月奈良県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別記様式第4号、別記様式第11号及び別記様式第17号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の規則により作成された様式用の用紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。